

# 姫路獨協大学学生の弔慰に関する内規

(平成9年10月16日制定)

改正 平成11年10月21日

平成14年 1月17日

平成20年 9月18日

平成25年 3月28日

平成28年 3月23日

(目的)

第1条 この内規は、姫路獨協大学（以下「本学」という。）に在学する学生（以下「学生」という。）の弔慰に関する必要事項を定めるものとする。

(金額)

第2条 本学の学生が死亡したときは、その遺族に対して、次のとおり弔慰金及び弔電を贈る。

(1) 弔慰金 20,000円（学長名）

ただし、事情により別途考慮する場合がある。

(2) 弔電 （学群長又は学部長並びに学生部長名）

(弔慰事務)

第3条 学生の弔慰に関する事務は、学生課において行う。

(雑則)

第4条 この内規に定めるもののほか、必要な事項に関しては別に定める。

附 則

この内規は、平成9年10月16日から施行する。

附 則（平成11年 規程第28号）

この内規は、平成11年10月21日から施行し、平成11年10月1日から適用する。

附 則（平成14年 規程第1号）

この内規は、平成14年1月17日から施行し、平成14年1月1日から適用する。

附 則（平成20年 規程第13号）

この内規は、平成20年9月18日から施行する。

附 則（平成25年 規程第13号）

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年 規程第12号）

この内規は、平成28年4月1日から施行する。